

■平成19年度■

地方財政対策について

主計局主計官
太田 充

1. はじめに

地方交付税交付金は、地方交付税法の本則において、国税5税の一定割合（所得税及び酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）と定められている（法定率分）。

交付税額がこの本則の規定のみで決定されるのであれば、国税収入の見積もりが決まりさえすれば自動的に地方交付税額が決まることになり、非常に単純なのだが、実際の地方交付税額（一般会計から交付税特会への繰入額。いわゆる「入口ベース」）は、近年、この法定率分に、

イ）過去の地方財政対策時の国と地方の貸し借りなどに起因して後年度に加算することが交付税法附則上定められている額の加算（法定加算）

ロ）法定率＋法定加算と地方税などの収入の合計額と、地方財政計画の収支見通しの歳出総額との間に生じた乖離（財源不足）を国・地方が折半で補填するための加算（特例加算）

を行った額として決定されてきている。

上記ロ）の財源不足を補填するための特例加算は平成15年度から導入された（それ以前は交付税特別会計の借入で対応していた）。平成15

年度における折半対象となる財源不足額は11.1兆円に達し、5兆円を超える特例加算が行われた。昨年度までの地方財政対策においては、地方財政計画上の歳出額を可能な限り縮減し、特例加算の額を減らしていくことにより、地方交付税総額の抑制を図ることが最重要課題であった。

平成19年度地方財政対策においては、後述の通り、地方歳出の抑制努力や地方税収見込みの増加などにより、この折半対象財源不足は解消されとの見通しの下、交付税法定率分の取扱い及び交付税特会借入金の取扱いが大きな論点となった。

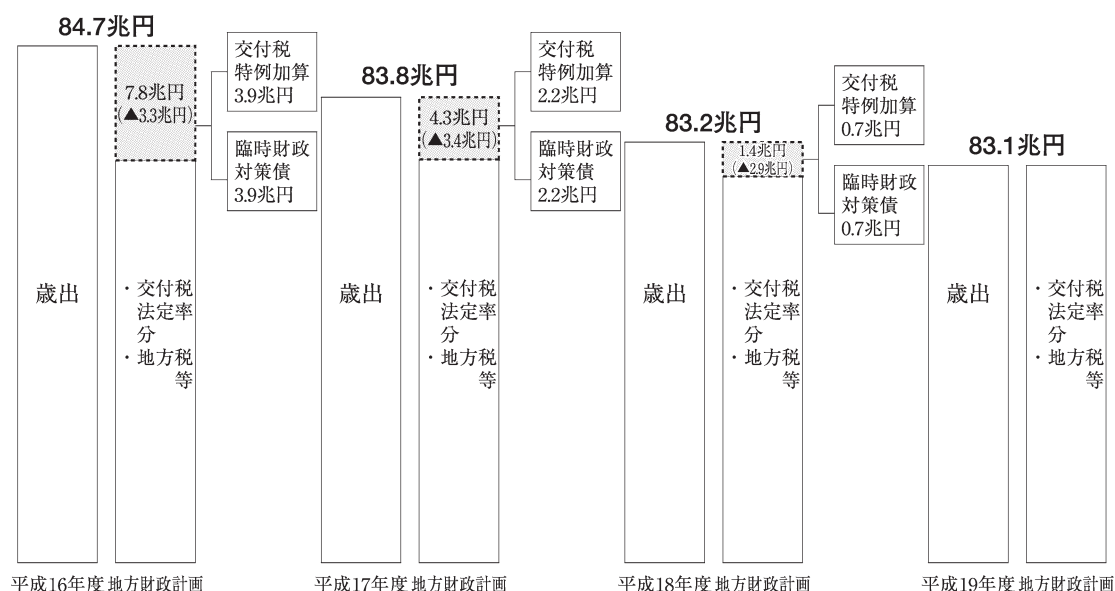
2. 19年度地方財政対策における主な論点

(1) 交付税法定率分の取り扱いについて

① 地方の財源余剰を巡る議論

平成19年度の地方財政対策については、景気回復に伴い地方税収の増加が予想されたこともあり、「基本方針2006」で示されている歳出改革方策を実施すること等により歳出額を抑制することを前提とすれば、地方財政収支は大幅に改善するとの見通しを踏まえて、議論が行われ

(参考) 折半対象財源不足額の推移の図



た。

平成19年度予算編成に関する財政制度等審議会の建議においては、

「平成19年度においては、・・・交付税法法定率により算出される地方交付税額を地方に交付した場合、フローベースでの財源余剰が発生することが見込まれる。いわば、地方財政は、フローベースで見て、財源不足期から財源余剰期への転換点にさしかかっていると言える。」

「平成19年度の地方財政対策における最大の論点は、地方にフローベースでの財源余剰が発生した場合の取扱いである。・・・国と地方の財政状況の差及び国の財政への信認が地方債等に与える影響などを踏まえれば、フローベースでの財源余剰については、地方の債務残高（ストック）の縮小のみに充てるの

ではなく、交付税法法定率分から特例的に減算するなどして、財源不足期に地方の財政赤字拡大の抑制のために膨らんだ国の債務残高（ストック）の伸びを抑制し、将来にわたる国民負担の縮減につなげる必要がある。」

と論じられている。

過去の財源余剰期（昭和60年度から平成5年度）においては、平成3年度から平成5年度にかけて、交付税法法定率からの特例的な減額¹を行っている。平成3年度とは、後述する交付税特別会計の借入金の返済を実質的に完了した時点であり、過去の財源不足の補填のための借金残高がなくなった時点ではじめて法定率分の特例的な減額が行われたことを意味する。ここで留意すべきは、前回の財源余剰期と今回とでは、国の財政状況は、絶対的な水準においても、また、地方と比べた相対的な水準においても、大

¹ なお、平成3年度から平成5年度の間に法定率から特例減額された分については、後年度の地方交付税額に全額加算されている。

幅に悪化しているという事実である。この点を公債残高の一般財源との比率で比較すれば、昭和60年度は国が地方の約3倍であったのに対し、平成18年度は約5倍にまで拡大している。また、昭和60年度の特例公債発行額は約6兆円で、昭和65年度（平成2年度）の特例公債脱却が財政運営上の最重要課題であった。平成18年度当初予算における特例公債発行額は約24兆円であり、残念ながら、特例公債発行からの脱却を財政運営上の目標とするには至っていない。財政審の建議は、このように国の財政状況が大幅に悪化しているのだから、前回の財源余剰期のように地方の借金残高をゼロにしてからというのではなく、より早いタイミングで国の財政運営に協力すべきではないか、と言っているのである。

これに対して、地方側は、折半対象となる財源不足が解消したとしても、建設地方債の増発分や臨時財政対策債などの赤字地方債の借換分、更に交付税特会借入金の償還に必要な財源も含めれば、依然として地方には巨額の財源不足が存在するとの立場から「このように巨額の地方財源不足額が存在しており、かつ、法律に基づき2.3兆円にものぼる交付税特別会計借入金の償還をしなければならない現状において、平成19年度の地方財政に財源余剰が生じる余地はない。地方の財源不足を実態よりも過小にとらえ、交付税の法定率分を特例減額し、国の債務残高の縮減につなげようとすることは、特例的な借入金に依存し、交付税特別会計借入金残高を抱えている地方財政の構造を放置したまま、地方にしわ寄せしようということにほかならず、財政健全化の道を過ちかねないものである。」

（「地方財政の主要な課題及び平成19年度の地方財政についての意見」平成18年12月12日地方財政審議会）と論じている。

② 19年度の一般会計地方交付税等

こうした議論を経て、入口ベースの地方交付税額については、12月18日の事前大臣折衝において、法定率分と同額の14兆6,196億円で決着した。現行の地方交付税法では、この他、法定加算6,251億円が予定されていたところであるが、これについては、地方の財政収支の状況等を踏まえ、本年度には加算を行わないこととされた（予定されていた加算額6,251億円については、平成22年度から平成24年度までの間に均等加算を行うこととなる）。

この他、地方特例交付金については、平成18年度の児童手当制度の拡充分647億円に平成19年度の拡充（乳幼児加算の創設）分473億円が加算された他、平成18年度までの減税補てん特例交付金に代わるものとして特別交付金を交付することとしている。特別交付金については、地方税収の動向を踏まえ、交付期間を2年から3年に延長した上で、交付額の平準化を図るため、平成19年度に4,000億円、平成20年度に2,000億円それぞれ交付する予定であったところを、平成19年度から平成21年度までに各年度においてそれぞれ2,000億円ずつ交付することとしている。

以上により、地方交付税と地方特例交付金をあわせた、平成19年度の一般会計における地方交付税等は14兆9,316億円となり、前年度から+3,732億円の増加となった。

（2）交付税特別会計借入金の取扱い

① 交付税特会借入金を巡る過去の経緯

平成19年度の地方財政対策のもう一つのポイントは、交付税特会借入金の取扱いである。以下、やや長くなるが、交付税特会借入金の経緯について説明する。

地方交付税は、国税5税の一定割合等が一般

会計から交付税特会へ繰り入れられ、当該繰入金を主たる財源として、交付税特会から地方団体へ交付される。一般会計からの繰入額では十分ではない場合、交付税特会自身が借入を行って資金を調達し、地方団体へ交付する地方交付税の増額措置が講じられてきている。

交付税特会の借入は昭和39年度補正予算において初めて行われた。以来、昭和40年代においては、給与改定のために必要な財源確保などのため、いわば一過性の財源不足対策として昭和40（補正）、43、44、46、47及び48年度において借入が行われた（40年代の借入は全て地方負担）。昭和50年代に入り、国地方ともに財政状況が悪化し、特会借入による交付税の増額措置が常態化した。昭和53年度の地方財政対策において、昭和50年度にさかのぼり、新規借入額の半分は国の負担により（すなわち、交付税法定率とは別途、償還財源を一般会計から交付税特会に繰り入れることにより）将来償還するものとされた。

昭和50年代に交付税特会借入金は累増を続け、昭和58年度末に11兆5,219億円に達した。昭和59年度には、経済情勢の好転に伴う地方税収の増加等により、特会新規借入を停止し、新たな借入は原則として行わないこととされた。それに伴い、特会借入金のうち国負担分とされていた5兆8,278億円について一般会計が承継した。一般会計に承継された借入金及び特会に存置された地方負担分借入金ともに、当時の財政再建目標年度である昭和65年度までは償還を棚上げし、昭和66年度以降償還を行うこととされた。

以後、地方財政は財源余剰期となり、当初予算での特会借入は平成6年度まで行われることはなかった（補正予算においては、国税の減収に伴う交付税の減額を補填するための措置として、昭和61、平成4、5年度においてそれぞれ

借入が行われている）。財源余剰期には、特会借入金の繰り上げ償還が行われ、昭和61年度補正後で6兆1,444億円あった地方負担分借入金の残高は、平成3年度には、4,502億円まで減少した。

平成6年度においては、バブル崩壊後の経済の低迷により、地方税が減収となったことなどにより、地方財政は再び財源不足期に突入し、地方交付税の増額のための借入が当初予算ベースで11年振りに復活し、平成7年度にも借入が行われた（平成6、7年度の借入は地方負担）。

平成6、7年度に引き続き財源不足となった平成8年度においては、国と地方の折半の負担により特会借入を行い、財源不足を補填することとされた。以後、通常収支の財源不足を補填するための国・地方折半による特会借入が平成14年度まで継続したが、平成15年度以降における通常収支の財源不足の補填は、国と地方の責任明確化の観点等から、国は一般会計からの特例加算により、地方は臨時財政対策債（赤字地方債）の発行により、それぞれ行うこととされた。

平成11年度においては、上記の通常収支の財源不足を補填するための特会借入金とは別途、恒久的減税による国税の減収に伴う地方交付税法定率分の減少を補填するため、減収相当額の特会借入を行い、元利償還を国と地方の折半で負担することとされた。この借入は平成18年度まで継続した。

このように、交付税特会借入金は、昭和59年度の改革を経て、平成3年度にはほぼ完済されたが、バブル崩壊後、地方財政収支の悪化が常態化したことに加え、景気対策としての減税の補填により、52.8兆円（18年度当初ベース）まで残高が増加した。バブル崩壊後地方財政が財源不足に転じた平成6年度以降、借入金の実質

(資料1) 昭和50年度以降の交付税特会借入金残高等の推移〔国負担分・地方負担分の別〕

(単位：億円)

年度	新規借入額			償還額			借入金残高		
		うち国負担分	うち地方負担分		うち国負担分	うち地方負担分		うち国負担分	うち地方負担分
50補	11,200	5,600	5,600	0	0	0	12,879	7,279	5,600
51	13,141	6,570	6,571	0	0	0	26,020	13,850	12,170
52	9,400	4,225	5,175	124	124	0	35,296	16,611	18,685
52補	960	960	0	0	0	0	36,256	17,571	18,685
53	15,500	7,538	7,962	1,320	895	425	50,436	24,214	26,222
53補	960	960	0	0	0	0	51,396	25,174	26,222
54	22,800	10,895	11,905	2,556	1,418	1,138	71,640	34,651	36,989
55	8,950	3,708	5,242	3,620	1,939	1,681	76,971	36,420	40,551
56	1,320	1,225	95	0	0	0	78,291	37,645	40,646
56補	440	298	142	0	0	0	78,730	37,942	40,788
57	2,098	2,098	0	0	0	0	80,828	41,175	39,653
57補	15,433	7,717	7,716	0	0	0	96,261	48,892	47,369
58	18,958	10,521	8,437	0	0	0	115,219	58,278	56,941
59	0	0	0	0	0	0	56,941	0	56,941
60	0	0	0	0	0	0	56,941	0	56,941
61	0	0	0	0	0	0	56,941	0	56,941
61補	4,502	0	4,502	0	0	0	61,444	0	61,444
62	0	0	0	0	0	0	61,444	0	61,444
62補	0	0	0	2,304	0	2,304	59,139	0	59,139
63	0	0	0	0	0	0	59,139	0	59,139
63補	0	0	0	11,837	0	11,837	47,302	0	47,302
元	0	0	0	11,360	0	11,360	35,942	0	35,942
元補	0	0	0	6,096	0	6,096	29,846	0	29,846
2	0	0	0	14,106	0	14,106	15,740	0	15,740
2 補	0	0	0	519	0	519	15,221	0	15,221
3	0	0	0	10,719	0	10,719	4,502	0	4,502
3 補	0	0	0	▲2,230	0	▲2,230	6,733	0	6,733
4	0	0	0	556	0	556	6,177	0	6,177
4 補	15,682	0	15,682	0	0	0	21,859	0	21,859
5	0	0	0	578	0	578	21,281	0	21,281
5 補 2	16,675	0	16,675	0	0	0	37,956	0	37,956
6	29,179	0	29,179	0	0	0	67,136	0	67,136
6 補 1	7,190	0	7,190	0	0	0	74,326	0	74,326
7	33,399	0	33,399	0	0	0	107,725	0	107,725
7 補 3	9,133	0	9,133	0	0	0	116,857	0	116,857
8	36,897	10,226	26,671	0	0	0	153,754	10,226	143,529
9	18,330	9,722	8,608	640	640	0	171,444	19,308	152,137
10	19,457	7,550	11,907	0	0	0	190,901	26,858	164,044
10補	4,000	0	4,000	0	0	0	194,901	26,858	168,044
10補 3	16,956	7,128	9,828	0	0	0	211,857	33,985	177,872
11	84,193	42,067	42,127	0	0	0	296,050	76,052	219,998
11補 2	4,387	2,193	2,193	0	0	0	300,437	78,245	222,192
12	80,881	40,440	40,441	0	0	0	381,318	118,685	262,633
13	43,487	21,598	21,888	0	0	0	424,805	140,284	284,521
13補	1,174	391	782	0	0	0	425,978	140,675	285,303
14	35,649	17,657	17,991	391	0	391	461,236	158,252	302,984
14補	5,325	1,065	4,260	0	0	0	466,561	159,317	307,243
15	19,515	7,603	11,912	799	0	799	485,277	166,921	318,357
16	17,755	7,135	10,620	799	0	799	502,233	174,056	328,177
17	15,911	7,148	8,763	799	0	799	517,345	181,204	336,142
18	11,610	5,444	6,166	799	0	799	528,157	186,648	341,509
18補	0	0	0	5,336	0	5,336	522,821	186,648	336,173
19	0	0	0	5,869	0	5,869	330,304	0	330,304

(注) 端数を四捨五入しているため、計数が合わない場合がある

的な償還は行われておらず、平成10、13及び16年度の各年度の地財対策において、それぞれ3年間償還を棚上げすることとされていた。

㊤ 平成19年度における交付税特会借入金の取扱い

平成19年度は、平成16年度から3年間経過し、法律上の償還期限が到来する年となり、その取扱いが地財対策上の大きな課題であったが、地方税収の増加と歳出抑制努力により新規借入を停止することが可能となったことを踏まえ、既往借入金についても、その償還を開始することとした。

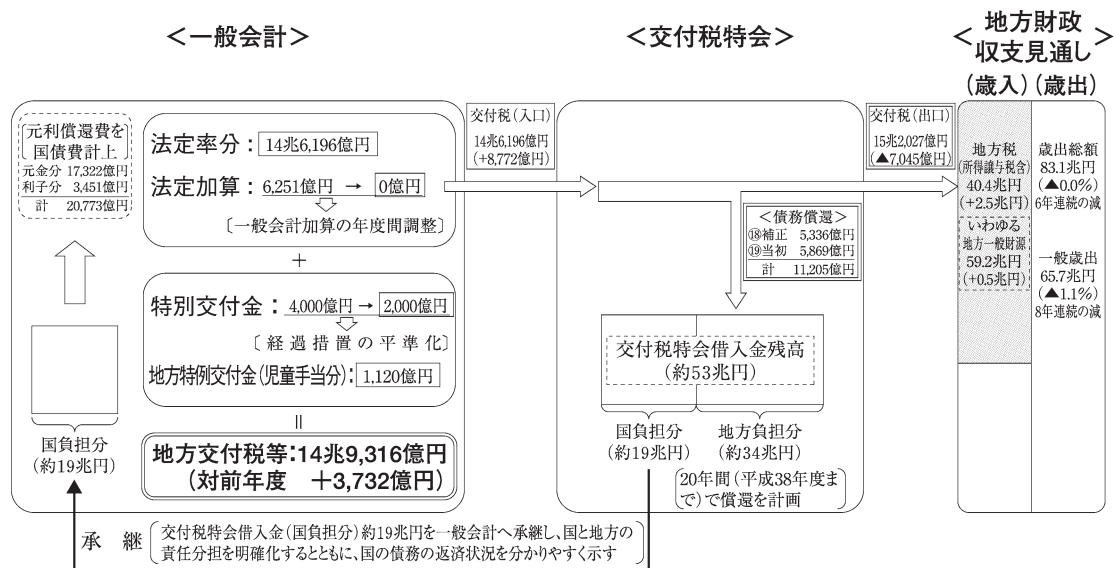
償還を行うにあたり、国負担分については、交付税特会に存置したまま償還を行った場合、実質的には国の債務の償還費であるにもかかわらず

(資料2) 地方負担分の償還計画表

(単位：億円)

年 度	償 還 額
18年度	5,336
19年度	5,869
20年度	6,456
21年度	7,102
22年度	7,812
23年度	8,593
24年度	9,453
25年度	10,398
26年度	11,438
27年度	12,582
28年度	13,840
29年度	15,224
30年度	16,746
31年度	18,421
32年度	20,263
33年度	22,289
34年度	24,518
35年度	26,970
36年度	29,667
37年度	32,634
38年度	35,898
合 計	341,509

(資料3) 平成19年度 地方財政対策の概要



< 地方財政の健全化 ～ 国に置き換えれば、いわば“赤字国債脱却”に相当 >

- ① 折半対象財源不足に係る臨時財政対策債の新規発行ゼロ (⑱7,029億円)
- ② 減税補てん債の新規発行ゼロ (⑱4,520億円)
- ③ 交付税特会新規借入ゼロ (⑱1兆1,610億円 うち地方負担分6,166億円)

地方の借入金残高は対前年度▲1%減(⑱201兆円→⑲199兆円)。国債残高をこれと同様に▲1%減少させるとすれば、19年度の公債発行額を5兆円程度にまで抑制する必要。これは、19年度の建設公債発行予定額にはほぼ等しく、いわば「赤字国債脱却」に相当する状況。

らず、一般会計の歳出上「地方交付税」として計上されることとなり、国の債務償還の状況がわかりにくくなることなどから、国負担分の残高（約18.7兆円）を一般会計に承継し、初年度の債務償還費として1兆7,322億円を計上した。承継された借入金は、今後、60年償還ルールに従って返済されることとなる。初年度の債務償還費1兆7,322億円は、先述の通り、国負担分借入が平成8年度から18年度まで行われていたことから、仮に、借入開始時点である平成8年度からこの借入金が一般会計に帰属し、定率繰入の対象であったとすれば、平成19年度までに国債整理基金に繰り入れられていたであろう額を予算措置したものである。なお、交付税特会は、財政融資資金と民間のそれぞれから借入を行っているが、今回一般会計が承継するのは、全て財政融資資金からの借入金である。

地方負担分については、18年度補正予算から返済を開始し、返済額を逦増させて現行償還計画における最終償還年度（平成38年度）までに完済するよう償還スケジュールを変更し、18年度補正予算で5,336億円、19年度当初予算で5,869億円、それぞれ償還を行うこととしている。【資料2・3】

3. 19年度地方財政計画

19年度の地方財政計画（平成19年2月6日閣議決定）については、「基本方針2006」において示された歳出改革の内容を踏まえ、歳出各項目の徹底した見直しに重点的に取り組み、歳出総額を6年連続で減額し、また、地方一般歳出についても8年連続の減としたところである。この結果、同計画は対前年度比▲247億円、▲0.0%となっている。

以下、各項目について見ていくこととする。

【資料4・5】

(1) 投資的経費（19年度 15兆2,328億円）

投資的経費については、国の公共投資の削減の方針と歩調を合わせるとともに、地方単独事業の実績も踏まえ、15兆2,328億円（対前年度比▲1兆6,561億円、▲9.8%）を計上している。

このうち、地方単独事業については、17、18年度に引き続き計画計上額の適正化（▲1兆2,000億円）を実施している。また、このほか実質的な歳出水準の削減として約▲3,000億円があり、単独事業で合計▲1兆5,027億円の減となっている。

(2) 給与関係経費（19年度 22兆5,111億円）

19年度の給与関係経費は22兆5,111億円（対前年比▲658億円、▲0.3%）を計上している。特に、退職手当を除いたベースでは20兆1,283億円（対前年比▲4,038億円、▲2.0%）となっている。

具体的には、

- ① 地方財政計画計上人員については、総人件費改革基本指針に沿って、約3.4万人の純減（約▲2,700億円）を図ることとしたところである。これは、「基本方針2006」において国と同等定員純減（5年間で▲5.7%）を図ることとされた削減率の1年分を、さらに約5,000人上回る削減人員数である。
- ② また、地域の民間賃金の的確な反映等を図る給与構造改革を踏まえ、18年度から5年間で▲6,000億円の人件費削減を図るこ

(資料4) 平成19年度地方財政計画

(単位：億円、%)

	18年度		19年度		
			増減額	伸率	構成比
地 方 税	348,983	403,728	+54,745	+15.7	48.6
地 方 譲 与 税	37,324	7,091	▲ 30,233	▲ 81.0	0.9
地 方 特 例 交 付 金 等	8,160	3,120	▲ 5,040	▲ 61.8	0.4
地 方 交 付 税	159,073	152,027	▲ 7,046	▲ 4.4	18.3
(一般財源計)	553,540	565,966	+12,426	+2.2	68.1
国 庫 支 出 金	102,015	101,739	▲ 276	▲ 0.3	12.2
地 方 債	108,174	96,529	▲ 11,645	▲ 10.8	11.6
(うち臨時財政対策債)	29,072	26,300	▲ 2,772	▲ 9.5	3.2
(一般財源+臨時財債)	582,612	592,266	+9,654	+1.7	71.2
(臨時財債除き地方債)	79,102	70,229	▲ 8,873	▲ 11.2	8.4
使 用 料 ・ 手 数 料	16,450	16,455	+5	+0.03	2.0
雑 収 入	51,329	50,572	▲ 757	▲ 1.5	6.1
歳 入 計	831,508	831,261	▲ 247	▲ 0.03	100.0

給 与 関 係 経 費	225,769	225,111	▲ 658	▲ 0.3	27.1
退 職 手 当 以 外	205,321	201,283	▲ 4,038	▲ 2.0	24.2
退 職 手 当	20,448	23,828	+3,380	+16.5	2.9
一 般 行 政 経 費	251,857	261,811	+9,954	+4.0	31.5
補 助	107,286	112,300	+5,014	+4.7	13.5
単 独	134,785	139,510	+4,725	+3.5	16.8
国民健康保険関係事業費	9,786	10,001	+215	+2.2	1.2
公 債 費	132,979	131,496	▲ 1,483	▲ 1.1	15.8
維 持 補 修 費	9,768	9,766	▲ 2	▲ 0.02	1.2
投 資 的 経 費	168,889	152,328	▲ 16,561	▲ 9.8	18.3
直 轄 ・ 補 助	67,978	66,444	▲ 1,534	▲ 2.3	8.0
単 独	100,911	85,884	▲ 15,027	▲ 14.9	10.3
公 営 企 業 繰 出 金	27,346	27,249	▲ 97	▲ 0.4	3.3
企 業 債 償 還 費	18,828	18,915	+87	+0.5	2.3
そ の 他	8,518	8,334	▲ 184	▲ 2.2	1.0
水 準 超 経 費	14,900	23,500	+8,600	+57.7	2.8
(一 般 歳 出)	664,801	657,350	▲ 7,451	▲ 1.1	79.1
歳 出 計	831,508	831,261	▲ 247	▲ 0.03	100.0

プライマリーバランス	+4.4兆円	+5.4兆円	1.0兆円	
一般財源比率	66.6%	68.1%	1.5%	
一般財源+臨時財政対策債の一般財源比率	70.1%	71.2%	1.2%	
公債依存度	13.0%	11.6%	▲ 1.4%	

(資料5) 19年度地方財政計画の概要

【歳入】 83.1兆円 【歳入】

(対前年度比 ▲0.0兆円 ▲0.0%)

給与関係経費 22.5兆円 除く退職手当20.1兆円		差 額 15.2兆円 〔 地方交付税 15.2兆円 〕
----- うち退職手当2.4兆円		
補助 6.6兆円	投資的 経 費	地方税等 41.4兆円
単独 8.6兆円	15.2兆円	
補助 11.2兆円	一般行政 経 費	国庫支出金 10.2兆円
単独 15.0兆円 〔国保関係事務費 1.0兆円含む。〕	26.2兆円	
公債費 13.1兆円		地方債 9.7兆円
公営企業繰出金 2.7兆円		その他 6.7兆円
その他 3.3兆円		

※計数は、それぞれ四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。

ととしており、平成19年度は約▲1,000億円の抑制を図ることとしている。

③ その他、「基本方針2006」において示された地域民間給与の更なる反映による削減や、期末勤勉手当の支給日数の地域格差の是正による削減等を行ったところである。

以上により、退職手当を除いたベースでは合計約▲4,300億円の削減となっている。

これに団塊世代職員の大量退職に伴う退職手当の大幅な増(+3,380億円増)を加えると、

給与関係経費全体では対前年比▲658億円となっている。

なお、退職手当の増(+3,380億円)については、18年度に引き続き、19年度においても負担平準化の観点から、5,900億円の退職手当債を発行する財源措置を講じているところである。

(3) 公債費(19年度 13兆1,496億円)

公債費(地方債の元利償還費)については、13兆1,496億円(対前年度比▲1,483億円、▲1.1%)を計上している。

19年度においては、地方団体が地方債を発行する際の近年の傾向を踏まえ、一部の地方債の償還期間を20年から30年に延伸する制度改正を行う等、実態を踏まえた適正化を図った。

(4) 公営企業繰出金(19年度 2兆7,249億円)

公営企業繰出金は、水道、交通、病院、下水道事業等の地域住民の生活に不可欠なサービスを提供するため、地方公共団体が経営する地方公営企業に対して、本来、企業負担をさせることが困難又は適当でないと認められる経費について、地方公共団体が公費で負担する経費である。

19年度においては、2兆7,249億円(対前年度比▲97億円、▲0.4%)を計上している。

(5) 一般行政経費(19年度 26兆1,811億円)

一般行政経費については、26兆1,811億円(対前年度比+9,954億円、+4.0%)を計上している。

このうち、国の補助事業に係る経費として11兆2,300億円(+5,014億円、+4.7%)、国民健

康保険関係事業費として1兆1億円（+215億円、+2.2%）、これらを除く地方単独事業分として13兆9,510億円（+4,725億円、+3.5%）となっている。また、地方単独事業分の計上に当たっては、決算状況を踏まえた規模是正の観点から、6,000億円の増額を行うこととしたが、これらの経費増額分については、臨時財政対策債等により措置している。この規模是正の影響分を除けば、地方単独事業は約1%の削減となっている。

なお、一般行政経費の計上に当たっては、具体的な事業の内訳の情報開示及びこれに基づいた適正な計画額の計上を引き続き行い、地方財政の健全化を推進する必要がある。

⑥ 歳入

地方財政計画の歳入の計上については、以下のとおりである。

① 地方税

地方税については、最近の景気動向を反映して個人、法人課税分を中心に増収が見込まれるため対前年度比+15.7%の40兆3,728億円を見込んでいる。このうち、道府県民税は、18兆8,524億円（対前年度比+3兆4,216億円、+22.2%）、市町村民税は、21兆5,204億円（対前年度比+2兆529億円、+10.5%）である。

② 地方譲与税

自動車重量税、地方道路税等既存の地方譲与税については、対応する国税の最近の課税実績等を勘案して収入を見積もっている。

なお、18年までの三位一体の改革に伴う税源移譲額の全額を所得譲与税で措置することとしていた所得譲与税については、19年度か

らの所得税から住民税への税源移譲により廃止することとされており、この結果、地方譲与税の総額は7,091億円（対前年度比▲3兆233億円、▲81.0%）と見込まれる。

③ 地方特例交付金

19年度の地方特例交付金については、上述の通り、

- ・18年度から実施されている児童手当制度の拡充に伴い、当分の間、必要となる地方一般財源所要額から18年度税制改正による地方たばこ税の増収見込み額及び国たばこ税の増収見込み額の25%を控除した額並びに19年度から実施される児童手当制度の拡充に伴い必要となる地方一般財源所要額を補てんするための地方特例交付金1,120億円
- ・18年度までの恒久的な減税措置に係る地方税の減収分を補てんするための減税補てん特例交付金に代わるものとしての特別交付金2,000億円

をそれぞれ地方公共団体へ交付することとし、総額として3,120億円（対前年度比▲5,040億円、▲61.8%）を計上している。

④ 地方交付税

一般会計から交付税特会への繰入額は、前述の通り14兆6,196億円である。これに、返還金及び剰余金の活用2,153億円を加算し、19年度の借入金元金償還額5,869億円及び利子負担額5,661億円を控除した額に、18年度における地方交付税交付金の未交付額1兆5,208億円を加算した額15兆2,027億円（対前年度比▲7,046億円、▲4.4%）を計上している。

⑤ 国庫支出金

国庫支出金は、国の19年度における概算要求基準等を反映し、10兆1,739億円（対前年度比▲276億円、▲0.3%）を計上している。

⑥ 地方債

地方債については、普通会計分として9兆6,529億円（対前年度比▲1兆1,645億円、▲10.8%）を計上している。このうち、地方の赤字公債である臨時財政対策債は2兆6,300億円（対前年度比▲2,772億円、▲9.5%）を計上している。

以上が地方財政計画の主な歳入項目であり、その他の項目も含めた地方財政計画歳入総額は、83兆1,261億円（対前年度比▲247億円、▲0.0%）であるが、①～④までの地方の一般財源を見ると56兆5,966億円（対前年度比＋1兆2,426億円、＋2.2%）、また、①地方税（18年度には、所得譲与税3兆94億円を含む。）と④地方交付税の合計で見ても対前年度＋1兆7,605億円であり、「基本方針2006」（参考）にある地方の一般財源総額は確保されている。

（参考） 経済財政運営と構造改革に関する
基本方針2006（抄）

・・・上記の歳出削減努力等とあわせ、
安定的な財政運営に必要となる地方税、
地方交付税（地方財政計画ベース）等の
一般財源の総額を確保する。

4. おわりに

19年度の地方財政対策の概要は以上であるが、20年度以降の地方財政対策においても、引き続き、国と地方の財政状況のバランスを踏まえて、地方交付税の取扱いを検討していくことが必要であろう。この関連で、19年度の地方財政対策の結果、イ）折半対象財源不足に係る臨時財政対策債、ロ）減税補填債、ハ）交付税特会新規借入金、がいずれもゼロになり、地方財政は、赤字補填のための新たな借金が概ねなくなり、国に置き換えればいわば「赤字国債脱却」に相当するような状況となっていることを指摘しておきたい。また、前回の財源余剰期においては地方歳出が大幅に拡大したところであるが、国・地方を通じた財政健全化は現内閣の最重要課題の一つであり、20年度以降も引き続き「基本方針2006」などで示された歳出改革路線を堅持し、財源余剰期にあっても、地方歳出を厳しく抑制していく必要があることは言うまでもない。